

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（職務権限の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（特定社会教育機関）

第二条 法第二十三条第一項第一号に規定する条例で定める社会教育に関する教育機関は、次に掲げる教育機関とする。

- 一 岐阜県美術館
- 二 岐阜県現代陶芸美術館
- 三 岐阜県図書館
- 四 岐阜県博物館
- 五 岐阜県高山陣屋

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 移管事務に関し、この条例の施行の日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に

係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対してなされたものとみなす。

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

4 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(教育委員会の事務部局にあつては、学校以外の教育機関を含む。次条第一項において同じ。)」を削る。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「情報科学芸術大学院大学」を「美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学」に改める。

(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

5 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は教育委員会規則」を削る。

(岐阜県博物館条例の一部改正)

6 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「十二名」を「十二人」に改める。

第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同条第二項及び第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、「規定による」を削り、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第四号中「前各号」の下に「に掲げるもの」を加え、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

7 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第五条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

8 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に、「その」を「その」に改める。

第七条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

9 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第八条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

提案説明

社会教育に関する県立教育機関に関する事務を知事が管理し、及び執行するため、この条例を定めようとする。